



「ヨコハマ3R夢！」
マスコット イーオ

横浜市 資源集団回収通信

日頃よりごみの減量・リサイクルの推進にご協力いただきましてありがとうございます。
資源集団回収通信は、今年度最初の号となりますので、あらためて登録団体のみなさまへ、
資源集団回収の流れや、奨励金交付申請手続きについてお知らせします。

1. 資源集団回収の流れ

資源集団回収は、登録団体（自治会町内会などの地域の団体）と、登録業者との契約に基づいて行われる、
資源物の回収です（横浜市による委託回収ではありません）。

資源物の回収量に応じて、横浜市から奨励金を交付します。

奨励金の交付対象品目は、以下のとおりです。

- 紙類（新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙）
- 布類
- 金属類（飲食料用のアルミ缶・スチール缶）
- びん類



①回収の実施

登録団体と登録業者で取り決め
（回収日、回収品目等）に基づい
て回収を実施します。



②計量証明の発行

回収を終えた業者は、問屋で資
源物の計量を行い、計量証明を
発行してもらいます。



③回収伝票の作成

計量証明に基づいて、業者が回
収伝票を作成し、登録団体に送
付します。

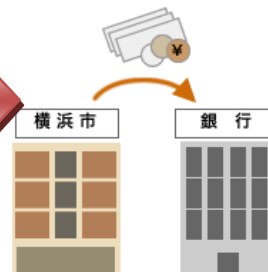
④申請（登録団体の作業はここから）

回収伝票（青色）を受け取った登録団体は、奨励
金交付申請書（第4号様式）を作成し、回収伝票
（青色）と一緒に資源集団回収ポスト宛てに郵送
します。



⑤奨励金交付

横浜市は、登録団体と
登録業者からの申請に
基づき、奨励金を交付
します。



へら星人ミー
（裏面あり）

※登録団体が直接、業者（問屋）に持ち込んでいる場合もあります。

2. 登録団体の奨励金交付申請書類



提出書類	業者が資源物を回収している場合	団体に資源物を回収し、業者（問屋）に持ち込んでいる場合
奨励金交付申請書（第4号様式） 控えはお手元で保管	○	○
回収伝票（青色） （第3号様式）	○	○
計量証明（問屋で発行されたもの） 控えはお手元で保管	× ※業者が提出します	○



どちらの場合も、提出先は

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 23階
横浜市資源循環局 資源集団回収ポスト 宛

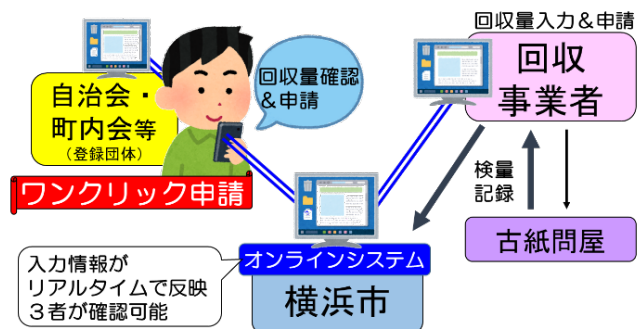
※ご注意！！

- ・奨励金交付申請書には、記入された方のご住所・お名前ではなく、**本市に届け出されている代表者の方のご住所・お名前を記入**してください。
- ・郵送時の封筒には、**上記の提出書類以外は同封しないでください**。
- ・郵送でご提出いただく場合は、必ず封筒に郵便料金分の切手を貼り、差出人の方のご住所・お名前を記載してください。
- ・奨励金交付申請書類の**提出期限は回収実施月の翌々月の5日**です（例：5月実施分→7月5日）。**提出期限内に必要な書類をすべてご提出いただけない場合、奨励金が交付できません**。

予告【令和6年度から】奨励金の申請がスマートフォンで簡単に！

現在は紙媒体で行っていただいている申請手続きが、令和6年度からスマートフォンによるワンクリック申請になる予定です。

現在、システムを鋭意開発中で、具体的な時期・申請方法等につきましては今後の資源集団回収通信で随時お知らせしていきます。



☆資源集団回収通信について

※配布、回覧板用に本通信が複数枚必要な場合は、お手数ですがコピーしてご利用ください。
横浜市ホームページにもフルカラー版を掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

【横浜市ホームページ】

トップページ > 暮らし・総合 > 住まい・暮らし
> ごみ・リサイクル > ごみと資源の分け方・出し方
> 資源集団回収 > 各種登録・申請方法
> ダウンロードコーナー

【QRコード】

読み取りは
こちら

